

令和6年度幸田町児童クラブ入所案内

放課後児童健全育成事業として、昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・支援をするため、遊びや生活習慣を身につけさせることを目的とする児童クラブ活動を行います。

1 対象

仕事等で昼間に保護者のいない恒常的留守家庭等で、適切な養育が得られない小学1年生から6年生までの児童を対象とします。いずれの小学校区も受入れ可能な範囲で入所決定していきます。
※入所決定後に数か月利用のない方が見受けられます。本当に必要な方が利用するためにも、児童とよく御相談の上で申込みをお願いします。

※限られた施設、支援員で多くの児童の支援を行います。集団生活に適応できない場合は、入所不許可又は退所となる場合があります。

※医療行為等の支援を必要とする場合は、入所不許可となることもあります。

※障害児通所支援事業として、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた就学児を対象として、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う「放課後等デイサービス」があります。詳細につきましては、福祉課福祉グループ（TEL63-5112）までお問い合わせください。

2 支援場所等

児童クラブ名	支援場所	定員	電話
坂崎第1児童クラブ	坂崎小学校体育館2階会議室	30	62-2924
〃 第2児童クラブ	〃 南館児童クラブ室	40	63-1572
幸田第1児童クラブ	幸田小学校体育館2階会議室	40	62-0715
〃 第2児童クラブ	〃 北舎1階会議室	50	62-2721
〃 第3児童クラブ	〃 南館1階児童クラブ室	50	62-0203
〃 第4児童クラブ	〃 本館1階多目的室	50	62-0226
中央第1児童クラブ	中央小学校体育館地階児童クラブ専用スペース	50	62-8126
〃 第2児童クラブ		40	63-3885
〃 第3児童クラブ		50	62-5755
荻谷第1児童クラブ	荻谷小学校体育館2階会議室	20	62-4222
〃 第2児童クラブ	〃 特別教室棟1階多目的室	40	62-1055
深溝第1児童クラブ	深溝小学校体育館2階会議室	20	62-4223
〃 第2児童クラブ	〃 南館2階特別活動室	50	62-6660
豊坂第1児童クラブ	豊坂小学校体育館2階会議室	30	62-2923
〃 第2児童クラブ	〃 東館1階児童クラブ室	50	62-0750

3 支援日及び時間

(1)毎週月曜日から金曜日…下校後から午後6時30分まで

(2)土曜日、祝日、小学校の長期休業日及び学校行事等による特定休業日…午前7時45分から午後6時30分まで

※土曜日及び祝日は、中央小学校にて全クラブ合同で実施します。

・午後6時以降も利用される場合は、入所決定後改めて延長申請をする必要があります。

8 申込期間

こども課：令和5年10月2日（月）から11月30日（木）午後5時15分まで

※期間後の申込みは、4月1日入所の選考対象となりません。

- ・入所の可否につきましては、令和6年2月上旬頃に郵送にて通知します。
- ・期間終了後の申込みについては、原則入所待機での受付となりますので御承知おきください。
入所待機の方は最短で1か月程度の調整期間が必要となり、入所可能な場合のみ通知します。
通知が無い場合は、入所待機継続中ということで御了承ください。

9 その他

- ・学校の休業日及び半日授業等で給食のない日は、弁当、水筒を持参してください。
 - ・児童の送迎は、保護者等でクラブ室まで行き、お迎えの時間を厳守してください。
 - ・申込みについては、次の利用希望形態を選択ください。
 - ① 年間を通して（夏休み等含む。）希望される場合は **“通年”**
 - ② 夏休み等の長期休業日のみを希望される場合は **“長期休業日のみ”**
- ※必ずいずれかを選択してください。併記は認められません。
- ・手数料が未納の場合、クラブの利用を一時停止させていただく場合があります。
 - ・無断で1か月以上クラブを欠席した場合は、退所していただく場合があります。
 - ・施設、支援員が限られています。定員以上の申込みがあった場合には、入所審査選考基準表に基づき次の計算方法で算出された点数の高い順に入所を決定させていただきます。
 - 【基本指数】：同居親族（令和6年4月1日時点で学生を除く20歳以上70歳未満）の合計を該当者数で除したもの
 - 【調整指数】：該当者に加算される指数
 - 【審査指数】：【基本指数】＋【調整指数】
 - ・入所審査選考基準表に基づいて算出された点数が同じ場合は、次の優先基準で入所決定させていただきます。
 - ① 低学年
 - ② ひとり親家庭
 - ③ 勤務終了時間の遅い順
- ※入所決定となった方には、6月に就労状況等の調査を行います。

【問合せ 幸田町住民こども部こども課 児童育成グループ 担当：石川 ☎62-1111 内線134】

幸田町児童クラブ入所審査選考基準表

【基本指数】(両親及び同居親族(学生を除く20歳以上70歳未満)を対象、該当者の平均値を算出)

区分			勤務終了時間等	指数			
				週5日	週4日	週3日	週2日
①就労	居宅外	外勤 (自営外勤含む)	17:30超	16	15	14	13
			17:00超～17:30	15	14	13	12
			16:30超～17:00	14	13	12	11
			16:00超～16:30	13	12	11	10
			15:30超～16:00	12	11	10	9
			15:00超～15:30	11	10	9	8
			14:30超～15:00	8	7	6	5
			14:00超～14:30	7	6	5	4
			13:30超～14:00	6	5	4	3
			～13:30	5	4	3	2
	居宅内	自営内勤	17:30超	12	11	10	9
			17:00超～17:30	11	10	9	8
			16:30超～17:00	10	9	8	7
			16:00超～16:30	9	8	7	6
			15:30超～16:00	8	7	6	5
			15:00超～15:30	7	6	5	4
			14:30超～15:00	4	3	2	1
			14:00超～14:30	3	2	1	0
			13:30超～14:00	2	1	0	0
			～13:30	1	0	0	0
農業		農業 70a～	13				
		農業 50a～69a	10				
		農業 30a～49a	7				
		農業 ～29a	4				
内職			3				
②就学又は技能訓練			17:30超	16	15	14	13
			17:00超～17:30	15	14	13	12
			16:30超～17:00	14	13	12	11
			16:00超～16:30	13	12	11	10
			15:30超～16:00	12	11	10	9
			15:00超～15:30	11	10	9	8
			14:30超～15:00	10	9	8	7
			14:00超～14:30	9	8	7	6
			13:30超～14:00	8	7	6	5
		～13:30	7	6	5	4	
③出産			産前6週産後8週				12
④病気等	傷病	入院					20
		通院療養					8
		居宅療養					3
	介護・看護	病院等の居宅外での介護及び看護を常態とする場合				16	
居宅内での介護及び看護を常態とする場合				12			
⑤障がい			障がい者手帳1, 2級又は療育手帳A, B				20
			障がい者手帳3級又は療育手帳C				14
⑥その他			前各号の他、特に児童の保育の必要があると認められる場合				内容による

※週あたりの勤務日数

20日～	週5日
16日～19日	週4日
12日～15日	週3日
～11日	週2日

※①及び②の該当者は以下の指数を加算する。

区分	指数	
就労・就学又は技能訓練の拘束時間数	8時間以上	4
	6時間以上8時間未満	3
	4時間以上6時間未満	2

【調整指数】

区分		指数
世帯状況等	ひとり親家庭	10
児童の学年	1年生	20
	2年生	14
	3年生	8
	4年生	3

※父母を除く親族の人数分算出(但し、学生を除く)